

令和 2 年 12 月 11 日

指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地 8

軽井沢フード株式会社

代表取締役 塩 川 博 俊

3 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（ 5 年間）

4 選定の経過

令和 2 年 4 月 14 日	第 1 回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、 団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審 議） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）
5 月 19 日	令和 2 年度第 1 回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、 団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審 議結果の報告） （モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価） （現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体とし て特定）
7 月 8 日	第 2 回指定管理者選定小委員会

	( 企画提案書作成要項の審議 )
7月20日	企画提案書作成要項配付・説明 ( 団体を特定して実施 )
7月30日	第3回指定管理者選定小委員会 ( 施設実地調査の実施 )
7月31日	申請書類受付 ( 経営状況に関する部分 )
8月5日	経営診断委託
8月21日	申請書類受付 ( 事業計画に関する部分 )
9月2日	第4回指定管理者選定小委員会 ( プレゼンテーションおよびヒアリングの実施 ) ( 申請団体の評価、採点 )
11月9日	令和2年度第2回指定管理者選定委員会 ( 申請団体の審査、指定管理者候補の決定 )
12月11日	令和2年第四回練馬区議会定例会 ( 指定管理者指定議案議決 )

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な施設運営が期待できること、当該施設を拠点とした校外学習の安全かつ安定的な受入れが今後も期待できることなどの理由により、軽井沢フード株式会社が練馬区立軽井沢少年自然の家を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容(主な提案内容、評価した点等)はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### 【団体審査】

#### 安定性・継続性

直前期は売上高の低下に伴い、経常利益は減少したが、資金力、借入金の返済能力、経営の安全性はおおむね良好な水準にあり、長期的に安定した事業活動が可能である。

#### 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運

用するとともに、労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則などを定め、適正に運用している。また、役員の構成は適正であり、株主総会・取締役会は定期的に開催されている。

法令遵守責任者に本社企画部長、法令遵守担当者に施設責任者（支配人）が任命されており、法令遵守のチェック体制が整備されている。

職員階層ごとの研修や外部機関が開催する研修のほか、職員が自らテーマを決めて受講する仕組みを整え、職員の能力や支援の質の向上に努めている。

利用者からの苦情や要望受付体制を整備し、社内の危機管理委員会および苦情処理委員会等で対応をすることで、職員の意識の向上・改善を行っている。

小・中学校、少年・高齢者・障害者団体の要望を丁寧に聴き取り、利用団体が主体的に活動できるよう支援している。

#### 【提案審査】

##### 施設運営体制

ガイドブック等に記載していない情報や地元ならではの情報を利用者に提供し、次回利用につなげる取組を行っている。

また、サービス向上のため、利用者アンケートの結果を日々のミーティングで検討し改善へつなげ、接遇マニュアル等に反映・実践する体制が整えられており、評価できる。

人材育成に関しては、職員を自治体主催の講習会や人権問題に関する研修会等に参加させるなど、職員の資質向上に継続して取り組む提案があり、評価できる。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、職員へは入社前検温と職員別チェック表による管理、マスクの着用、手洗いを徹底、施設運営では、館内共用スペースの定期的消毒・換気を実施、手指用アルコール消毒液の増設、フロントカウンター・食堂配膳コーナーへのクリアシート設置、利用者へは、検温とマスク着用の要請に引き続き取り組む提案があり、評価できる。

##### 運営経験を生かした取組

移動教室を安全に実施するため、事前にハイキングコースなど見学先の安全確認をし、学校へ情報提供をする。コース間違いを防ぐため、ハイキングコースへの職員同行など、継続して十分なサポートに徹しており、評価できる。

##### 施設の維持管理・安全性への配慮

現在も職員による定期的な施設点検の実施とともに、防災マニュアルを整備し、自衛消防隊を組織して防災訓練を実施しており、こうした危機管理の取組を継続して行う提案がある。昨年秋の台風19号被災時には、宿泊客への影響を最小限に留めるため、給水ポンプ故障の早期復旧、宿泊客の要望に応じた延泊や軽井沢駅までの送迎など、臨機応変に対応できる体制が整っており、評価できる。

#### 効率的な管理運営

管理業務費を圧縮するため、外部発注ではなく、自社で専門知識や技術を持った人員を育て、設備保守、施設修繕、定期清掃等に充てている。

利用料金収入を増加させるため、地元である軽井沢地域の団体に対しても研修室、体育館、テニスコートおよびグラウンドを貸し出している。また、年平均200人が参加している星空観察会、ベルデ遊々の森自然散策等のイベントを実施しており、これを継続する提案がある。

これらの提案は、区の求める基準を満たしている。

#### 校外学習の受入体制

他の地方自治体の少年自然の家施設を複数運営している強みを生かし、日常生活では経験できない自然体験学習へのサポートや施設内の生活が円滑に行えるよう、学校の要望に応じた職員配置や関係施設との連絡調整を行い、大きな事故なく校外学習を支援した実績があり、これを継続する提案があり、評価できる。

児童生徒の安全を確保するため、天候、道路状況、登山道の状況を施設職員と校外学習に帯同している職員が情報共有し、必要に応じて学校の引率教員または引率責任者へ伝えるリスクマネジメント体制が整っており、評価できる。

#### 地域への貢献

毎年、軽井沢西部小学校追分支部の子どもが施設内で獅子舞を披露する場を提供し、施設利用者と地域の子どもがふれあう事業を行っている。

また、追分地区官公署等懇談会に参加し、小学校、警察署等の地域関係部署との交流を深め、その中で熊の発生場所や浅間山に関する危機管理情報を積極的に交換しており、それを継続する提案があり、評価できる。

## 別表

## 指定管理者（軽井沢フード株式会社）選定の審査結果（練馬区立軽井沢少年自然の家）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審査	1 安定性・継続性	利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の 運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点	12点
提案 審査	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を 生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・ 安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制 食事提供における衛生管理体制	25点	20点
	6 効率的な管理 運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点	12点
	7 校外学習の 受入体制 (施設特性 に応じた 評価項目)	校外学習の受入れに対する基本方針 校外学習の受入時の職員配置 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組	30点	24点
	8 地域への貢献	地元、関係機関等との連携の推進	15点	12点
合 計			200点	156点